

水道を使用開始する



いつまでに？



2週間前

必要なモノ



給水装置工事施工承認申込書



給水装置工事完了届兼検査申請書



給水装置使用届(開始)



設計審査手数料の納付



検査手数料の納付



加入金の納付
(水道メーター設置のための)

上下水道お客様センターへ提出

丹波市各支所または
丹波市指定金融機関
(指定代理、収納代理)

提出・お問合せ先

上下水道お客様センター



669-4192 丹波市春日町黒井811番地



0795-88-5107

手続きの流れ

給水装置工事

※給水装置工事は丹波市の指定給水装置工事業者に依頼してください。



給水装置工事施工承認申請書を市へ提出



設計審査手数料の納付

約1週間後（取り出しは2週間以上）



審査後、給水装置施工承認書を申請者へ交付



承認書受理後、加入金の納付（水道メーター設置のための）



工事業者は、給水装置工事に着手



工事完成后、給水装置工事完了届兼検査申請書を市へ提出



検査手数料の納付



市の完了検査合格後、給水装置検査済証をメーターボックスの蓋裏に取り付け



給水装置使用届（開始）を市へ提出



上水道の使用が可能

○...申請者
●...市・業者

加入金の対象者は誰？

給水装置の所有者が加入金納付対象者となり、納めていただくことになります。

加入金、手数料はいくら？

加入金、手数料の額は、口径等により決定されます。加入金一覧、手数料一覧をご覧ください。



なぜ市指定工事業者じゃなきゃいけないの？

法令では

丹波市給水条例では、給水装置工事ができる者は、市指定給水装置工事業者であることとなっています。指定給水装置事業者登録制度は、丹波市だけではなく全国の自治体で運用されています。

目的

資格を有する者により、法令に則って正しく施工されなければ漏水等不具合が生じる恐れがあります。この制度は、正しい施工ができる業者を登録制度によって指定し、その者が施工することで確実な施工を担保するというものです。



もし、誰でも給水装置工事をしてしまうと、中には無資格で粗悪な工事をする者も現れ、お客様に損害を与えることにもなりかねません。この制度は、**お客様がそういったトラブルに巻き込まれないようにするもの**でもあります。